

>> AJCC平成30(2018)年春の写真展の作品募集のご案内 <<

開催期間	平成30(2018)年2月19日(月)～2月24日(土) 午前11時～午後6時半(ただし、初日は正午から、最終日は午後4時半まで)
開催場所	銀座「サロン・ド・G(ジー)」中央区銀座6-4-6、「646ビル 9階」Tel:03-3571-5837
作品募集要領	<p>募集期間 平成29(2017)年12月14日(土)～平成30(2018)年1月13日(月) 巢鴨事務局必着にてお送り下さい。 直接持ち込みは、①平成29年12月23日(土)、12月28日(木)、平成30年1月11日(木)の午後1時～4時までAJCC巢鴨事務所で、②平成30年1月13日(土)午後2時から研究会会場でそれぞれ受け付けます。ただし、案内はがき用の作品は平成29年12月28日までに到着した作品から選びます。</p>
作品送り先	〒170-0002 豊島区巢鴨3-31-5 コヤマビル4階 全日本クラシックカメラクラブ(AJCC)事務局 Tel.03-5394-1256
テーマ	自由、画題をつけてください。 ただし銀塩(フィルム)カメラで撮影された作品であること。
作品	四切(254×305mm)、ワイド六切(203×305mm、四切り短辺を1辺とした正方形(254×254mm)とし、その他のサイズは不可。必ず作品の裏面に赤鉛筆などで会員番号、氏名を記入して下さい。作品のプリントは銀塩プリントを原則としますが、画像合成・画像消去、極端な色補正等の後処理を行わないデジタルプリントも可。
使用機材の写真	<p>使用機材の写真を添付してください。写真の裏にお名前を記入して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 明るい無彩色の背景を用い、使用機材を正立状態で、斜め前やや上から写した、キャビネまたは2Lサイズ(12.7×17.8cm)で、モノクロまたはカラー写真としてください。カメラおよびレンズ(含専用ファインダー)のみとし、レンズキャップ、フード、フィルター、ストラップなどは外してください。カメラは作品撮影時の状態とし、撮影に使用していないレンズやファインダーは写し込まないでください。蛇腹カメラやレフレックスカメラなどのファインダーやファインダー・フードは必ず立てて撮影してください。 ・ カメラ像の大きさは印画紙のほぼ70%、長手方向の寸法で11～13cmぐらいとしてください。
作品票	<p>下記内容を記入した作品票を作品の裏にメンディングテープなどで貼付ください。 作品票原紙を同封してありますので、切り取ってお使いになるか、コピーしてお使いください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 作品の題名、撮影年月日、撮影場所 ② 撮影カメラの名称(英語又は原語併記)、製造会社名、製造国名、発売年(その機種が最初に発売された年) ③ 使用レンズ名(英語又は原語併記)、焦点距離、開放F値 ④ 出品者住所氏名および会員番号 ⑤ 作品返却の要否および返却要の場合の返却方法
出展料	<p>1万円を平成30(2018)年1月末までに必ず郵便振替でお振り込み下さい。 口座名:全日本クラシックカメラクラブ、口座番号:00190-5-126402</p>
作品の撮影に使用するカメラ・レンズについて	<p>使用カメラの発売年制約を外します。銀塩(フィルム)カメラであれば発売年は特に問いません。 詳細は下記「AJCCの写真展作品撮影用に用いることのできるカメラ」をご覧ください。</p>
提出作品の取り扱い	<ol style="list-style-type: none"> ① 出品作品は、原則として返却いたしません。但し、返却を希望される方は作品票に返却要を明示してください(記入無き場合は返却不要とみなします)。宅配便での返却希望の場合、梱包手数料として1,000円を出展料に加算して振り込んでください。返却は着払い、AJCCに届けられている自宅(日本国内のみ)宛といたします。 ② AJCCの事務局での直接作品引き取りを希望される方は、あらかじめ事務局に電話、ファックス又はメールで確認の上お出下さい。 ③ 返却要否に拘わらず作品は平成30(2018)年7月末まで事務局で保管し、その後廃却処分します。

>> AJCCの写真展作品撮影用に用いることのできるカメラ <<

写真展応募作品撮影カメラは、銀塩カメラであればカメラ発売年度は特に制限しない。但しカメラの修理・修復・改造については、下記の基本原則に則るものとする。

作品撮影に使用するカメラの修理・修復・改造に関する基本原則

AJCCの理念は歴史的なカメラを人類の文化遺産として考え、それを発掘し、修理し、撮影を楽しみ、保存し、次の世代へ伝えていくことである。したがってオリジナリティを保つ修理・修復は許されるが、原型を損なう改造は認めない。

作品撮影に使用するカメラについて(細則)

- 1 修理・修復と改造
 - 1.1 修理・修復とは、発売時に意図された機能、構造、使用法に近づけるための修理復元したことを言う。現存する材料部品を使用するなど現在可能な範囲・方法が容認される。
 - 1.2 改造とは、意図的に機能、構造、使用法の復活や復元を無視し変更したことを言う。
- 2 カメラ基本構造による差
 - 2.1 固定式:レンズ、シャッター、筐体(暗箱)、フィルム室等カメラとしての主コンポーネントが固定結合された機種では、異機種間の主コンポーネントの交換は改造品となる(例1及び2)。
 - 2.2 交換式:レンズ、筐体、フィルムホルダー等の交換使用を前提として製造販売された物は、レンズボード、アダプター等を介し随意交換使用しても改造とは見なさない(例3)。ただし、上記固定式機種から外したレンズ等の主コンポーネント使用は改造品となる(例4)。
- 3 適用除外される場合
 - 3.1 発売後カメラ製造者あるいはかつて専門家により普遍的に行われた改造は認める(例5)。
 - 3.2 製造中止したフィルムや乾板使用カメラを現役フィルムで使用するための改造とフィルムバック等取り付けアダプター作成は認められる。ただし、その為の部品取り外しは原状復帰可能な範囲内とする(例6)。
 - 3.3 著しく破損した修理不能部を固定あるいは除去し、一部機能を不能にする事により撮影可能にした場合は、修理とみなす(例8)。
 - 3.5 OEMメーカーから供給された部品、コンポーネントは、異機種間であっても完全互換性を有する同一品種なら交換しても修理とする(例9)。
- 4 その他注意事項

外付け距離計やフラッシュを取り付ける際は「挟み込み」等により取り付け、カメラ本体に新たに穴あけ切削加工しないこと。

改造や修理の例		使用	改造や修理の例		使用
1	ベッサのレンズ・シャッター組立体を、		5	シンクロ接点をライツ社で後付したIIIcなど。	可
	①同型のベッサから取り外し交換したもの。	可	6	10×15アンゴアの後枠部の木ねじを外して後枠を取去り、新たに4×5を使用可能にする後枠をその木ねじで取付けたもの。	可
	②スーパーイコンタのレンズ・シャッター組立体に交換したもの。	不可			
2	革製蛇腹を紙で新規に製作交換、グッターペルカをビニル製貼り革に交換するなど。	可	7	ザッツプラズマットを最近製造のリンホフボードに取付ける。	可
			8	スプリングカメラの折損したタスキ部を金属小片などで固定し折畳みは不能になったが撮影は可能としたもの。	可
3	ライカにペローズを介し他社製交換レンズを付けたもの。	可	9	オールドコンバーを異なる製造会社のカメラから外して交換。	可
4	スーパーイコンタのレンズを外しライカ用の交換レンズにしたもの。	不可			